① 届出を要する行為

大谷北部地区の地区計画区域内で下表の行為を行う場合には、事前に市長への「届出」が必要になります。「届出」は、工事着手の30日前かつ建築確認申請の時までに行ってください。(届出を行わなかった場合には罰則があります。)

なお、下表のような行為を行おうとする場合は、あらかじめ市にご相談下さい。

届出を必要とする行為	届出が必要な区域	建築確認申請
1. 土地の区画形質の変更 切土・盛土、道路・宅地の造成、敷 地の分割など(開発許可が必要な場 合を除く)	地区整備計画区域	×
2. 建築物の建築、工作物の建設 建築物の建築・増改築・移転、広告 塔などの工作物の建設・門塀及び擁 壁の築造など	内全域	0
3. 建築物等の用途の変更	地区整備計画において、「用途の制限」が定められている 区域	0
4. 建築物等の形態・色彩・意匠の変更 建築物の色彩の変更、看板の設置・ 取替など	地区整備計画において、「形態・色彩・ 意匠の制限」が定め られている区域	×

[※]上記以外にも「垣又はさく(生垣・フェンス等)」を設置する場合についても届出が 必要となります。

② 罰則

都市計画による届出を行わなかったり、虚偽の届出等を行った場合、罰金の規定の適用を受けることになります。

③ 届出窓口

届出窓口は所在する土地の地域によって異なります。

〇西区、北区、大宮区、見沼区 岩槻区の場合

北部都市·公園管理事務所 管理課

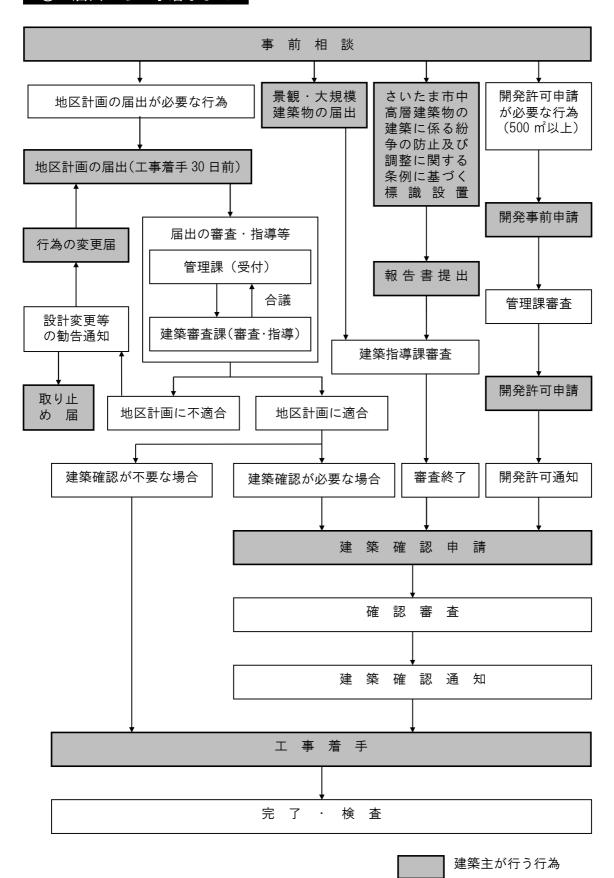
(tel:048-646-3178 大宮区役所6階)

〇中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の場合

南部都市・公園管理事務所 管理課

(tel:048-840-6178 中央区役所本館3階)

④ 届出から工事着手まで



⑤ 届出に必要な書類

さいたま市地区計画の区域内における行為の届出に必要な書類

1. 地区計画の区域内における行為の届出書

正本 1部

副 本 1部(本人届出者用)

- 2. 添付書類
 - ①案内図…行為の場所を赤線で区域表示したもの
 - ②公 図…行為の場所を赤線で区域表示したもの
 - (区画整理事業中の場合は仮換地証明書・仮換地図等の写し)
 - ③配置図…敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面(縮尺 1/100以上)
 - ・壁面後退の位置を赤線で明示してください。
 - ・敷地面積を記載してください。
 - ・増改築の場合、既存の建築物又は工作物については、既存と表示し、面積を記載して ください。
 - ④平面図…建築物にあっては各階平面図(縮尺1/100以上)
 - ・壁面後退の位置を赤線で明示してください。
 - ・1階部分の用途を、1階平面図に記載してください。
 - ・建築面積、延床面積を記載してください。
 - ⑤立面図…二面以上の立面図(縮尺1/100以上)
 - ・外壁の色彩を表示してください。
 - ・壁面後退の位置を赤線で明示してください。
 - ・壁面後退部分の道路とのすり付け詳細図(断面図)を記載してください。
 - ・北側斜線を記載してください。
 - ⑥断面図…二面以上の断面図(縮尺1/100以上)※軒の高さが定められている場合
 - ⑦外構図…垣・さく等の詳細図
 - ・平面図(配置図に記載可)、立面図、断面図を記載してください。
 - ⑧委任状…代理者が届出を行う場合
 - ⑨その他…市長が必要と認める図書
 - ・求積図…最低敷地面積が定められている場合
 - ・謄本の写し…敷地が地区計画で定められた最低敷地面積以下の場合

○変更届について

届出事項を変更する場合には、変更部分に係る行為に着手する日の30日前までに変更届を提出してください。変更届を提出する際には、変更前の適合通知書と変更に係る図面を添付してください。

※届出書および変更届の様式は、所管の都市・公園管理事務所管理課にて用意してありますので、その様式を使用してください。

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 令和 H

さいたま市長

届出者 住所

> 氏名 即

電話()

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- ①土地の区画形質の変更
- ②建築物の建築又は工作物の建設
- ③建築物等の用途の変更
- ④建築物等の形態又は意匠の変更
- ⑤木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

							П	L																	
1		行為	の場所	î	さいけ	きま市	区																		
2	行為	もの着	手手矛	定日	2			和	年	月	Ħ														
3	行為	もの完	三了予算	定日			令	和	年	月	月														
		1	土	地の国	区画形	質の変更	区	域の面	i積				m²												
			建	イ	行	為の種別	(建築	等物の	建築・工作	物の建設	役) (新築·改	女築·増	築•移転)												
			築					届	出部分	届出以	人外の部分	合	計												
	設計		物の		(i)	敷地面積		-			-0		m²												
			建	П	(ii)3	車築又は建設面積			n	² m ²			m²												
		(A)	築又		(iii)	延べ面積		m²		2 1	m²	j													
	又	2	は	設計	(i _V)	高さ		地盤	面から				m												
4	は施		工作	\mathcal{O}	の	の	\mathcal{O}	\mathcal{O}	の	\mathcal{O}	\mathcal{O}	\mathcal{O}	\mathcal{O}	\mathcal{O}	の	の	(v)	主要用途							
	行		物	概要		1階の用途																			
	方法		の建	建	(vi)	垣又はさくの	の構造	(有・	無),構造	Ē	,	高さ	m												
	1,23		設		(vii)	建築物の建	<u>₹~\\</u> \2	~ 容	積率		%/		%												
		<u></u>	建築	物等の	カ	イ変更部分	の延~	で面積	口変更	前の用詞	金へ	変更後の	の用途												
		3	用途	の変見				m²																	
		4	建築	物等	の形態	又は意匠の	つ変更	内容			·														
		(5)	木竹の)伐採i	面積								m²												

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略 することができる。

- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。 4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。 5 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、1つの届出書によることができる。
- 6 代理者の場合は委任状を添付のこと。

[代理人の連絡先]

住所

氏名

電話

副

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

さいたま市長

 届出者
 住所

 氏名
 印

 電話()
 一

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- ①土地の区画形質の変更
- ②建築物の建築又は工作物の建設
- ③建築物等の用途の変更
- ④建築物等の形態又は意匠の変更
- ⑤木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

 1
 行為の場所
 さいたま市
 区

 2
 行為の着手予定日
 令和
 年
 月
 日

 3
 行為の完了予定日
 令和
 年
 月
 日

記

4	114	ラグノ 有	十17	上口			行	河口	4-	Д	Н									
3	行為	もの完	了予定	定日			ŕ	介和	年	月	月									
		1	土地	地の区	医画形	質の変更	区	或の面積	漬				m²							
			建	1	行	為の種別	(建築	動の建	整·工作	物の建設)	(新築・改	築•増	É•移転)							
			築					届出	出部分	届出以夕	トの部分	合	計							
	設計		物の		(i)	敷地面積		-		-			m²							
			建	口	(ii)	建築又は建設	设面積		ni	2	m^2		m²							
		(A)	建築又		(iii)	延べ面積			ni	2	m^2		m²							
	又	2	は	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	(iv)	高さ		地盤面	iから				m	
4	は 施		工作	の	(v)	主要用途														
	一行		物の	概要		1階の用途														
	方法		建		_	_	_	_	_		_	(vi)	垣又はさくの	構造	(有•無	熙),構造		,	高さ	m
	,,,,		設		(vii)建築物の建ペレ			客/容和	責率		%/		%							
		(3)	建築	物等の	D C	イ変更部分	の延~	で面積	口変更	前の用途	ハ多	変更後の)用途							
		(O)	用途	途の変更				m²												
		4	建築	物等の)形態	又は意匠の	変更	为容												
		(E)	大佐の伐採面積										m²							

備老

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略 することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、1つの届出書によることができる。
- 6 代理者の場合は委任状を添付のこと。

[代理人の連絡先]

住所

氏名

電話

行為の取止届出書

令和 年 月 日

さいたま市長

届出者 住所

氏名

FI

電話() 一

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき届出を行った下記の行為について、取止めましたので届け出ます。

記

1	行為の場所	さいたま市
2	適合通知 年月日·番号	年 月 日· 第 号

(注)適合通知書を一式添付してください。 届出書は2部提出、受付後1部を返却します。

変 更 届 出

令和 年 月 日

さいたま市長

届出者 住所 氏名 印 電話(

都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について届け出 ます。

記

4		AL .
1	行為の場所	さいたま市 区
2	当初の届出 年月日・番号	年 月 日· 第 号
3	変更の内容	
4	変更部分に係る 行為の着手予定日	令和 年 月 日
5	変更部分に係る 完了予定日	令和 年 月 日

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、 押印を省略することができる。 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- (注)適合通知書を一式添付してください。届出書は2部提出、受付後1部を返却します。

委 任 状

	私	は	都	合	に	よ	り	1131313131		mana (Visiana)							***********		enemenen
を	代	理	人	٤	定	め	下	記	の	行	羔	ነ	のは	日勿	所	12	. /	o V	1
都	市	計	画	法	第	5	8	条	の	2	に	関	すす	7	。 「	百	出		
の	手	続	を	委	任	す	る	0											
									記										
1 3	行為	ものり	揚所	<u>.</u>															
	さい	ハた	ま市	Ī		区		**									****	V marana da amana da	
	令	和	2	年	F]	F	3											
	住	所						1/8/8/3/3/(8/3/3/	#(#1#(#\#\#\#\#\b)	*****	W12101 K101210		***(***********	***********			************		
	II.	名															F	门	

名義変更届出書

令和 年 月 日

さいたま市長

新届出者	住所			
	氏名			印
	電話()	_	
旧届出者	住所			
	氏名			印
	雷託()		

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき届出を行った下記の行為について、届出者に変更があったので、届け出ます。

記

1	行為の場所	さいたま市					
2	適合通知 年月日·番号	年	月	日・	第	号	

(注)適合通知書を一式添付してください。 届出書は2部提出、受付後1部を返却します。

地区計画についてのご質問、ご相談は下記までお問い合わせください。

北部都市・公園管理事務所 管理課 〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 Tel 048-646-3178

さいたま市 都市局都市計画部 都市計画課 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 TLL 048-829-1403